

農地 貸 貸 契約書 使用貸借

貸主及び借主は、農地法の趣旨に則り、この契約書に定める各事項に従つて、
契約を締結する。

令和 年 月 日

貸主住所
氏名

印

借主住所
氏名

印

この契約書は2通作成し、貸主及び借主はそれぞれ1通を所有する。

1. 土地の物件及び小作料額

市町村	字名	小字	地番	地目	面積	小作料額

2. 貸 貸 の期間 使用貸借

令和 年 月 日	年間
令和 年 月 日	

ただし、期間満了前に一方から適法な更新拒絶の申立てがないときは、更新するものとする。

3. 小作料の支払期日及び支払条件

(1) 支払期日 毎年 月 日までとする。

(2) 支払方法 農協口座払込、個人払

(3) 支払猶予

災害その他正当な事由があるときは貸主、借主協議による期日まで延期する。

(4) 小作料の増額

農地法第20条に該当する場合は、本契約の条件にかかわらず、貸主、借主は小作料の増減額を請求することができる。

4. その他の条件

(1) 用排水管等の経常費貸主が認める以外の修繕改良費は、借主の負担とする。

(2) 借主が貸借中の物件を返還する場合は災害等不可抗力による損失のあった場合を除いて契約時の状態で引き渡さなければならない。

5. 契約の締結

本契約を締結したとき及び本契約事項を変更したときは、貸主及び借主は協力して、農業委員会への通知の手続きをするとともに変更の場合はその旨本契約書に明記する。